平成２５年（フ）第３２０号
埼玉県坂戸市中富町72―７　コーポウエスト203、住民票上の住所埼玉県所沢市若狭３丁目2532番地の44
債務者　石山　佳美
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２５号
埼玉県富士見市上沢１丁目13番11号　新井コーポ105、前住所埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目２番９号
債務者　高橋　敏夫
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２６号
埼玉県富士見市上沢１丁目13番11号　新井コーポ105、前住所埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目２番９号
債務者　高橋　美佐
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３４９号
埼玉県狭山市柏原2877番地の１　南柏団地２―403
債務者　茅　　夏代
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２４５号
静岡県熱海市桜町18番９号　米倉アパート２Ｆ、前住所静岡県熱海市中央町10番２号　中村ビル２Ｆ
債務者　塩崎るみ子
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
愛知県岡崎市福岡町字毘沙門36番地　クレールスクエア201
債務者　宮迫　　徹
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
愛知県岡崎市石神町５番地１　エクセレンス石神102
債務者　本野　博行
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
北海道砂川市吉野１条南６丁目４番２号
債務者　永村真由美（旧姓大友）
１　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
北海道砂川市西４条南２丁目１番16号
債務者　石原　仁奈（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
北海道滝川市空知町２丁目２番22号　フラワーマンション空知12号室
債務者　及川　　**轟**
１　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
盛岡市大通３丁目９番17―702号、旧住所岩手県一関市花泉町涌津字向川83番地５
債務者　岩渕　真弓
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１５４号
盛岡市西見前15地割118番地２　プラセール西見前Ｂ―102号
債務者　藤原　　裕
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３４号
福島県大沼郡会津美里町字観音北甲3313番地２　観音北団地２棟227号、前住所福島県会津若松市門田町大字御山字村上361番地の３
債務者　木下　春美
１　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
群馬県館林市北成島町2538―61　ラッフルズコートＢ202号室、住民票上の住所栃木県足利市伊勢町４丁目20番地２
債務者　前田　　修
１　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第６５号
群馬県館林市北成島町2538―61　ラッフルズコートＢ202号室、住民票上の住所栃木県足利市伊勢町４丁目20番地２
債務者　前田由美子
１　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第５９号
新潟県新発田市弓越1315番地104ハイツ西新発田106
債務者　目黒　健太
１　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで新潟地方裁判所新発田支部